

イベント  
遊びながら仕事を学ぼう  
しごとーいきたあきた

子どもたちが「はたらく」「お金を得る」「使う」「選ぶ」「話し合う」などの社会体験を楽しみながら学びます。

日時 10月31日(土) 13時～16時

当日受付:12時30分～

場所 交流センター

定員 小学生100人(先着順)

申込開始 10月3日(土) 12時～

※右記二次元コードから

お申し込みください。

【ボランティア募集】

時間 ①前日は18時～22時

②当日は9時～17時

※時間については応相談。

内容 お仕事ブースのサポート(仕事内容の説明、各ブースの時間の管理)、こどものまち開国、閉国の準備や片付け等

※右記二次元コードから

お申し込みください。

図 しごとーいきたあきた

実行委員会

✉ shigotoikitaakita@gmail.com

しごと  
秋田県で農業研修生を  
募集します

就農を希望する方のために、県の各試験会場等で営農に必要な技術や知識を習得する研修生を募集します。

期間 令和9年4月～令和11年3月

応募資格 就農予定時に原則50歳未満で、研修終了後に確実に県内で就農すること

応募締切 10月5日(月)

※詳細は下記二次元コード

よりご確認ください。

図申 農林課農業振興係

☎62-5514

しごと  
ふくしのしごと  
総合フェア

日時 9月12日(土) 13時～15時

場所 ホテルメトロポリタン秋田

対象 求職者、学生、福祉の仕事に関心のある方(事前申込必須)

内容 事業所との個別面談、求職相談コーナー

※下記二次元コードから

お申し込みください。

図 秋田県福祉人材センター

☎018-864-2880

お知らせ  
「空き家相談会」を  
開催します(相談無料)

不動産事業者や司法書士などの専門家がアドバイスを行う「空き家相談会」を開催します。(事前予約制)

日時 10月31日(土) 10時～13時

場所 交流センター

対象者 北秋田市に空き家を所有している方または自宅などが空き家となる見込みのある方

定員 15人(1組あたり30分程度)

申込期限 10月9日(金)

※下記二次元コードからもお申し込みできます。

図申 NPO法人あき活ラボ

☎0120-401-681

お知らせ  
秋田内陸線からの  
お知らせ

大雨や降雪により内陸線の運行状況を知りたい時は内陸線HP(下記二次元コード)または阿仁合駅(窓口営業時間内4時50分～22時30分)に電話でご確認ください。

図 阿仁合駅

☎82-2136

## 生活保護費追加給付のお知らせ

図申 福祉課保護係 ☎62-1113

平成25年の生活扶助基準の見直しに関する最高裁判決をふまえて、平成25年8月～令和8年3月までの間に生活保護を受給されていた世帯のうち、対象となる世帯に追加給付を行います。現在、受給されていない方も対象となります。

【追加給付に必要な手続き】

申出できる方 保護廃止時点の世帯主

※ただし、当時の世帯主が亡くなっている場合は、当時の同一世帯員のうち、次の上位順に申出ができます。

①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦ひ孫 ⑧甥姪 ⑨その他(亡くなられた方は追加給付の対象外です)

申出締切 令和9年7月31日(土)

提出書類 ①必須書類・申出書(下記二次元コードからもダウンロードできます)

- ・当時保護を受給していた世帯主および当時の世帯員全員の戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)
- ・申出を行う方の身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証、障害者手帳、パスポート等の写し)
- ・申出を行う方の預金通帳またはキャッシュカードの写し

②必要に応じて提出が必要な書類

- ・申出者が当時の住所を記載できない場合は、当時保護を受給していた住所に係る戸籍の附票
- ・世帯主や世帯員の名字が変更されている場合は、保護受給当時の氏名が記載された戸籍謄本
- ・各種加算の申出に係る資料

申出場所 〒018-3392 秋田県北秋田市花園町19番1号 北秋田市役所 健康福祉部 福祉課 保護係

※郵送で申出を行う場合は、連絡先電話番号を記載し、上記へ書類を送付してください。

保護費追加給付をかたる詐欺にご注意!

厚生労働省や市が銀行口座の暗証番号を聞き出したり、ATM操作や手数料の振込みを依頼したりすることはありません。

## 年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。(対象外または既に受給中の方は手続き不要です)

### 対象者

①老齢基礎年金を受給している方

※以下の要件をすべて満たしていること。

- ▶65歳以上であること
- ▶世帯員全員の市町村民税が非課税であること
- ▶年金収入額とその他所得額の合計が約93万円以下であること

②障害基礎年金または遺族基礎年金を受給している方

※以下の要件を満たしていること。

- ▶前年の所得額が約492万円以下であること

請求手続きは  
お早めに!

### 請求手続き

①新たに年金生活者支援給付金を受給する方

対象者には、日本年金機構から9月初旬から、請求可能な旨のお知らせが届きます。同封のがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し提出してください。令和9年1月4日までに請求手続きが完了すると、令和8年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

②年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市役所で請求手続きをしてください。

○日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください

日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号を聞いたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

図 給付金専用ダイヤル ☎0570-05-4092(ナビダイヤル)／市民課国保年金係 ☎62-1118